サービス付き高齢者向け住宅事業登録（更新）申請書・変更届の作成について

＜サービス付き高齢者向け住宅専用HP＞

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書、変更届は、専用HP『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』にて作成してください。（https://www.satsuki-jutaku.jp/）

この専用HP には、申請書作成の他にも添付書類、関係法令、パンフレット、全国の登録住宅の閲覧やＱ＆Ａなど様々な情報があります。

**■新規登録**

＜登録を行う時期＞

・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、当該事業を行う者が確実に住宅を整備して事業が開始されることが重要であることから、原則として建築基準法（昭和25 年法律第201 号）第6 条第1 項の確認済証の交付後とします。（「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成23 年10 月7 日付け老発1007 第1 号、国住心第37 号）参照）

＜登録申請書の提出部数＞

・提出部数は、正本１部、副本２部の合計３部です。登録になった際は副本１部を返却します。添付書類も同様に３部提出が必要です。提出は、郵送でも構いません。

・登録申請書は、専用HP で作成し、情報確定後に印刷のうえご提出ください。

（申請書下段に、申請ＩＤ、情報確定日（年月日・時刻）が印刷されていることをご確認ください）。

・情報提供システムの操作方法等については、専用HP に掲載されているマニュアルをご覧ください。

＜登録申請書の添付書類＞

・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第７条第１号から第６号で定める書類

（１）縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

（２）サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類（専用HP 参照）

（３）入居契約に係る約款（専用HP 参照）

（４）サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類

（５）法第７条第１項第８号に掲げる基準に適合することを証する書類

（６）その他市長が必要と認める書類

①有料老人ホームに該当する場合には、「青森市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める「重要事項説明書」

②入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト

③暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（役員一覧）

＜※（６）③の書類のみ正１部の提出となります。＞

※法：高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13 年法律第26 号）

**■更新登録**

・サービス付き高齢者向け住宅事業を継続的に実施する場合は、５年ごとに更新の登録申請が必要です。更新の登録申請をせずに、サービス付き高齢者向け住宅事業を継続することはできません。

・サービス付き高齢者向け住宅事業を終了する場合は、異なる手続きが必要ですので、お問い合わせください。

＜更新登録申請書の提出時期＞

・遅くても、登録日（又は更新登録日）から５年を経過する日の１か月前までに更新の登録申請書を提出してください。

＜更新登録申請書の提出部数＞

・更新の登録申請書は、専用HP で作成し、情報確定後に印刷の上ご提出ください。

・提出部数は、正本１部、副本２部の合計３部です。添付書類も同様に３部ご提出ください。

＜更新登録申請書の添付書類＞

・新規登録の場合と同様に、添付書類（１）～（６）の全てが必要です。

※（１）～（５）については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができます。

**■変更届**

・登録申請書（更新含む。）又はこれらの添付書類の記載内容に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

・サービス付き高齢者向け住宅事業の譲渡を受ける場合は、異なる手続きが必要ですので、お問い合わせください。

＜変更届を行う時期＞

・変更届は、変更があった日から３０日以内に提出してください。

＜変更届の提出部数＞

・変更届は、専用HP で作成し、情報確定後に印刷のうえご提出ください。

・提出部数は、正本１部、副本２部の合計３部です。添付書類も同様に３部ご提出ください。

＜変更届に添付する書類＞

・登録申請書の添付書類（１）～（６）のうち、記載内容に変更があったもののみご提出ください。

・但し、（６）③暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（役員一覧）は、変更の有無に関わらず１部ご提出ください。

＜サービス付き高齢者向け住宅登録窓口＞

青森市都市整備部住宅まちづくり課公営住宅チーム

電　話：０１７－７３４－５５７２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０１７－７３４－５５６８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail：jutaku-machizukuri@city.aomori.aomori.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒０３０－０８０１ 青森市新町一丁目３－７